

(写)

30 東広保保第 751 号

平成 30 年 7 月 11 日

様

東京都後期高齢者医療広域連合

保険部長 石橋 純一

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係るアンケート調査の実施について

平素から後期高齢者医療制度の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記のとおり、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係るアンケート調査を行うことといたしました。本事業は、後期高齢者医療制度に対する理解と信頼を確保していくために医療費適正化事業の一環として実施するものでございます。

本事業の実施に際し、被保険者からの御相談や委託事業者からの問合せ等へのご対応につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 アンケート調査

平成 30 年 11 月から 4 か月間、各月 800 人（※）を対象に施術の利用状況に関するアンケートを被保険者に送付します。また、回収したアンケート結果と療養費支給申請書の内容に相違や疑義がある場合には、施術所等に電話照会をすることがあります。

（※） 次に該当する被保険者のうち、東京都後期高齢者医療広域連合が抽出した方

- (1) 医師の同意疾病に対し初回の施術を受けた方
- (2) 初療日から 6 か月を超える施術を受けている方
- (3) 月 16 回以上の施術を受けている方

2 療養費支給申請書の再審査について

上記 1 のほか、当広域連合において実施する支給決定後の療養費支給申請書の再審査の結果、算定誤り等の申請誤りが確認された場合についても、委託事業者を通じて施術所等に対して電話確認をさせていただくことがありますので、よろしくお願いたします。

3 電話照会及び問合せ対応について

委託事業者が設置するサポートデスクが対応します。

問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合

保険部保険課給付係療養費担当

TEL 03-3222-4514

重要

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係るアンケート調査」の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合より、下記の内容にて、被保険者様を対象に施術に係るアンケート調査を実施する旨の連絡がございました。

各施術者の先生方におかれましては、患者様よりご質問がございましたら、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. アンケート調査期間

平成 30 年 11 月から 4 ヶ月間 （平成 30 年 11 月～平成 31 年 2 月）

※来年以降も実施予定

2. 対象人数

各月 800 人 （4 ヶ月×800 人=3,200 人）

・次に該当する被保険者のうち、東京都後期高齢者医療広域連合が抽出した方

- ①医師の同意疾病に対し初回の施術を受けた方
- ②初療日から 6 ヶ月を超える施術を受けている方
- ③月 16 回以上の施術を受けている方

3. 対象施術期間

平成 30 年 7 月～10 月施術分

- ◆被保険者様へ送付されている、「東京いきいき通信」に本件が掲載されています。
- ◆回収したアンケート結果と療養費支給申請書の内容に相違や疑義がある場合には、所属団体や施術所等に電話照会がなされることがあります。
- ◆本件に関しては、11 月頃までに東京都後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載される予定です。

以上、宜しくお願い申し上げます。